

函館市地域おこし協力隊の設置に関する要綱

(目的および設置)

第1条 人口減少や高齢化等が進行する本市において、市外の人材を積極的に誘致し、本市の進める施策や地域おこしの担い手を確保するとともに、その定住を図り、もって地域力の維持および強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、函館市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 商工業の振興に関する活動
- (2) 農林水産業の振興に関する活動
- (3) 観光振興に関する活動
- (4) 移住定住の推進に関する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動

(協力隊員の委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 本市へ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民票を異動する意思を有する者であって以下のいずれかに該当する者
 - ア 総務省が公表する「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」において定める条件不利地域を除く地域に住民票を有する者
 - イ 他の地方公共団体から地域おこし協力隊員として委嘱を受け、2年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって、当該地域おこし協力隊員を解職された日から1年以内の者

(2) 心身が健康で、かつ、本市に定住する意欲のある者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（委嘱期間）

第4条 協力隊員の委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中において委嘱した協力隊員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の委嘱期間が終了した後、市長が必要であると認めるときは、最初の委嘱の日から3年を超えない範囲で委嘱期間を延長できるものとする。

（業務の委託）

第5条 市長は、地域協力活動に関する業務を、適切に実施できると認める者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において、受託者に対し、委託料を支払うものとする。

3 受託者は、第1項の業務を処理するため、協力隊員を雇用するものとする。

4 受託者は、協力隊員の活動内容等に応じ、委託料のうちから報酬を支払うものとする。

（身分証明証の携帯）

第6条 協力隊員が地域協力活動を行うときは、常に身分証明証（様式第1号）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（活動報告）

第7条 協力隊員は、毎月10日までに所定の活動実績書により、前月の地域協力活動の実績を受託者に報告しなければならない。

2 受託者は、前項の報告があったときは、当該活動実績書を市長に提出しなければならない。

（解嘱）

第8条 市長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解

嘱することができる。

(1) 疾病等のため、地域協力活動の遂行が困難であると認められるとき

(2) 地域協力活動の内容が不適切であると認められるとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、協力隊員としてふさわしくない行為があったとき

(協力隊員の守秘義務)

第9条 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(市の役割)

第10条 市長は、協力隊が円滑に活動できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

(1) 協力隊員の活動に関する総合調整

(2) 協力隊員の活動に関する住民等への周知

(3) 前2号に掲げるもののほか、協力隊の円滑な活動に必要な事項

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（表）

身分証明証	
顔写真	氏名 _____
	委嘱期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
上記の者は、函館市地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。	
令和 年 月 日 函館市長 ㊟	

（裏）

注意事項

- 1 この証明証は、活動を遂行するときは常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 この証明証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 この証明証は、函館市地域おこし協力隊員を退任し又は解任されたときは、直ちに市長へ返還しなければならない。